

池田町教育委員会障がい者活躍推進計画

| | |
|---|--|
| 機関名 | 池田町教育委員会 |
| 任命権者 | 池田町教育長 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） |
| 障害者雇用における課題 | 池田町教育委員会については、池田町（町長部局）からの出向職員と各施設ごとに採用している会計年度任用職員で構成されているため。障がい者雇用は、会計年度任用職員として採用を行っているが、令和元年6月1日時点の法定雇用障がい者数は、充足しているが、実雇用率は1.53%で法定雇用率の2.50%を大きく下回っている。 |
| 目標 | |
| ① 採用に関する目標 | 【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年度6月1日時点の実雇用率：1.53% （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理 |
| ② 定着に関する目標 | 不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年任免状況通報のタイミングで定着状況を把握・進捗管理 |
| 取組内容 | |
| ① 障がい者の活躍を推進する体制整備 | ○障害者雇用推進者として教育課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、3ヶ月以内に選任する。また、選任しようとする職員が資格要件を満たさない場合は、労働局等が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障がいを持つ職員に対し相談先を周知する |
| ② 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○定期的に面談を実施し、障がい者と業務の適切なマッチングができていないか点検を行い、必要に応じて検討を行う。 |
| ③ 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○相談窓口への相談のほか、意向調査等において、職場環境などへの必要な配慮等の有無について把握するとともに、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。 |
| その他 | |
| 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 | |